

国際機構に対して訴訟を提起する場合、訴える先は、単純に言って、国際裁判所と国内裁判所との二つに分かれる。国際裁判所は、国際司法裁判所のように、国際法に設立の根拠をおき、基本的に国際法を適用する裁判機関をいう。国内裁判所は、設立の根拠が国内法にある。たとえば、京都地方裁判所の設立根拠は「下級裁判所の設立および管轄区域に関する法律」であり、さかのぼれば裁判所法（2 条 2 項）→日本国憲法となる。国内裁判所は、多くの場合国内法を適用するが、国際法を適用することも稀ではない¹。

この回では、国際機構を何らかの形で国際裁判所に訴える方法があるかを考える。

この間に対する答は、形式的には単純である。たとえば、国連の主要な司法機関である国際司法裁判所（国連憲章 92 条）に国際機構を訴えることができるかどうかは、国際司法裁判所の設立文書たる国際司法裁判所規程を見て判断することとなる。その 34 条 1 項を見れば答が判る。34 条 1 項は、なぜこのような規定になっているのだろうか。

国連損害賠償事件等で見たように、国際司法裁判所には勧告的意見という制度がある。これは、国際機構が自ら抱える紛争を処理するための手続として用いることはできるが（たとえば、国連経費事件は、実際にはソ連・フランス対その他の国連加盟国という紛争であった）、自らに関する意見を求めるという勧告的意見の手続（国連憲章 96 条）の性質上、国際機構を「相手に」「訴える」ための手続として勧告的意見を利用することはできない。

そこで、残された唯一の可能性は、仲裁²である。たとえば、国際連合の特権及び免除に関する国際連合と日本国との間の協定 7 条を参照されたい。

より重要な問題は、国際機構の行為の有効性を国家間訴訟手続において争うことができるか、という問題である。例えば、ロッカビー事件（事実関係につき、判例集参照）のような場合である。この事件では、航空機爆破行為の被疑者を引き渡すことを米英がリビアに対して求め、リビアがこれを拒否した。安保理は決議 731 (1992) を採択し、米英の引き渡し要求に応えることを求めた（決議 2 項・3 項）³。

そこで、リビアは、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関するモントリオール条約（国連テロ関連条約サイト を“Montreal”で検索されたい）14 条 1 項に基づき、アメリカ合衆国とイギリスとを相手取り、国際司法裁判所に提訴した。同条約 5 条によれば、各条約当事国は航空機に対する不法行為に対して管轄権を設定するとされており、同条約当事国たるリビアにもその権限があるため、リビアに対して引き渡しを求めるのは条約違

¹ 国内裁判所による国際法の適用については、国際法第一部で学ぶ。さしあたり、参考、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011 年）第 1 編第 3 章第 2 節、酒井啓亘ほか『国際法』（有斐閣、2011 年）第 4 編第 5 章。

² 以前簡単に説明した。詳しくは、酒井ほか・前掲注 1・349 頁以下。仲裁については国際法第二部で学ぶ。

³ 決議前文 6 段に言及されている仏・米・英の要求については、U.N. Doc. S/23306 (1991) (仏)、S/23308 (1991) (米)、S/23309 (1991) (英) を参照。フランスは、被疑者の引き渡しまでは求めていない。

反だ、と主張したのである。

すると、リビアによる提訴後、安全保障理事会は決議 748 (1992)を採択した。読めばわかるとおり（とりあえず前文と本文 1 項のみ読めば良い）、国連憲章 7 章に基づく「決定」である。これは、国連憲章 25 条に基づき、リビアが決議本文 1 項に定められた義務を負うことを意味する。と同時に、国連憲章 103 条によれば、安保理決議上の義務がモントリオール条約上の義務に優先するように読める。つまり、米英は、リビアによる国際司法裁判所提訴を実質的に無意味化すべく、決議 748 を採択させた、と考えることができる。そこで、リビアは、安保理決議 748 は国連憲章 1 条 1 項・2 条 7 項に違反し、リビアに対して対抗できない、と主張した。その趣旨は、決議 748 の内容は安保理の権限濫用だ、というものである⁴。

ここで、いくつかの問題が生じる。

- 安保理は国際の平和と安全の維持のための主要機関である（国連憲章 24 条 1 項）。本件では、憲章 39 条に基づき、平和に対する脅威の認定がなされている（決議 748 前文）。この場合、国際司法裁判所は、安保理が当該事態を扱っている間、手続を停止すべきではないか？
- 安保理も国際司法裁判所も国連の主要機関である（憲章 7 条）。同格の機関が同格の機関の行為の有効性を審査することはできないのではないか？
- 審査できるとしても、安保理の行為には有効性の推定が働くのであり、国連憲章 25 条・103 条に基づき、リビアの請求を棄却すべきではないか？
- しかし、そうしてしまうと、安保理が国際司法裁判所における手続をいつでも覆せることを認めてしまうことになる。それは、「主要司法機関」（憲章 92 条）としての国際司法裁判所の地位の自己否定ではないか？
- では、決議 748 を違法無効と判断すべきか？ 法的な理由付けは可能か？ 可能だとして、恐るべき政治的結果を招来してしまわないか？

結局、国際司法裁判所は手続を引き延ばし、リビア・米英とも急がなかつたため、裁判外での和解が成立し、本件について国際司法裁判所が判断することはなかった（国際司法裁判所規則 88 条・89 条）。しかし、上記の問題については、どう考えるべきだろうか。

国際機構の行為の有効性は、国家間訴訟ではない国際裁判所での訴訟においても問題となり得る。旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所(ICTY)の最初の事件である Tadić 事件（事実関係については、判例集参照）においても、安保理決議の有効性が争われた。被告人 Tadić は、安保理に刑事裁判所を設立する権限はなく、ICTY を設立した安保理決議 827 (1993)は権限越のため無効である、と主張した。この訴えに対し、ICTY 第一審裁判部は、自らの設立根拠たる安保理決議の有効性を審理する権限は与えられていないとし

⁴ リビアが裁判所に提出した申述書(Mémoire/Memorial)による。裁判所サイトからダウンロードできる。

て、主張を却下した（[管轄権判決](#)、1995 年 8 月 10 日、para. 8）。また、国際の平和と安全の維持のためにどのような措置が必要かは安全保障理事会のみがなし得る判断であり、高度に政治的であって司法判断に適さないとも付言している(para. 23)。被告人は上訴し、上訴審裁判部は、自らに判断権があるとした（[管轄権判決](#)、1995 年 10 月 2 日、para. 22）上で、当該安保理決議の有効性を認めた(para. 47)。第一審裁判部と上訴審裁判部と、どちらの判断がより説得的だろうか？

以上